

[医療者向け]

新生児・乳児ビタミン K 欠乏性出血症の予防法に関する Q&A について

2021 年 11 月 30 日
日本小児科学会新生児委員会

この度、当会並びに関連学会・団体との連名で、「新生児と乳児のビタミン K 欠乏性出血症発症予防に関する提言」を公表し、当委員会から「新生児・乳児ビタミン K 欠乏症出血症に対するビタミン K 製剤の現状調査についての補足」を公表いたしました。併せて、新生児・乳児ビタミン K 欠乏性出血症の予防に関する Q&A を作成いたしました。ビタミン K 製剤の処方などに関する注意点になりますので、ご参考にしてください。

Q1. 3 か月法の新生児・乳児で、内服ができていない場合（嘔吐してしまった、内服を忘れてしまった、誤ってこぼしてしまったなど）の対処方法はどのようにしたらよいのでしょうか？

A1. 明確な対処方法は定まっておりますが、基本的には内服を続けるようにご指導ください。なお、デンマークにおける臨床研究でビタミン K 製剤を少なくとも 9 回以上内服させることで良好な予防効果があったことが報告されています¹⁾。嘔吐した場合やこぼしてしまったという場合は、ひとまず、手持ちのビタミン K₂シロップを週 1 回与えるよう伝えてください。1 か月健診の時に人工乳が半分以上の場合は、以後のビタミン K₂シロップは不要となりますので²⁾、1 か月健診の担当医が保護者と確認してください。半分以上が母乳の場合は、追加してください。

Q2. 3 か月法でビタミン K 過剰症のリスクはありますか？

A2. 現状においては、ビタミン K 製剤の経口投与によるビタミン K 過剰症は報告されていません。

Q3. 誤って連日服用させてしまったのですがどうすればよいのでしょうか？

A3. わかった時点から週に 1 回、曜日を決めて与えるよう伝えてください。そうならないように、分娩施設を退院するときにわかりやすく紙に書いて渡す、カレンダーにケイツーシロップと書き込んで渡す、などすると良いかもしれません。

Q4. 1 か月健診時にすべて飲みきってしまっていたのですがどう対応すれば良いですか

A4. 人工乳が半分以上の場合、1 か月健診でビタミン K₂シロップを投与し、以降は中止してもかまいません²⁾。保護者にご相談ください。

もし、母乳が半分以上であれば、改めて必要な回数分をお渡しし、その時点から週に1回、曜日を決めて与えるよう伝えてください。

そうならないように、分娩施設を退院するときにわかりやすく紙に書いて渡す、カレンダーにケイツーシロップと書き込んで渡す、などすると良いかもしれません。

Q5. 完全人工乳や混合栄養の場合も3か月法を行うべきでしょうか？

A5. 日本小児科学会は、「新生児・乳児ビタミン K 欠乏性出血症に対するビタミン K 製剤投与の改訂ガイドライン（修正版）」にて、1 か月健診の時点で人工栄養が主体（おおむね半分以上）の場合には、それ以降のビタミン K₂シロップの投与を中止してもよいとしています²⁾。保護者にご相談ください。

Q6. ケイツーシロップ®の処方は保険診療で行えるのでしょうか？

A6. 保険診療で処方することはできませんので、各施設で対応を検討してください。

Q7. NICU 入院中の投与は混合診療にならないのでしょうか？

A7. 保険診療では処方できません。病院の持ち出しとなるかもしれませんが、分娩費用や新生児管理料に含めている施設もあります。各施設でご検討いただけますようお願いいたします。

Q8. NICU 入院中の投与方法について

A8. NICU 入院中も母乳が経腸栄養の半分以上を占める場合には、週1回投与することを考えております。各NICUでご検討いただけますようお願いいたします。

参考文献

1. Hansen KN, Minousis M, Ebbesen F. Weekly oral vitamin K prophylaxis in Denmark. Acta Paediatr. 2003;92(7):802-5.

2. 日本小児科学会新生児委員会ビタミン K 投与方法の見直し小委員会, 白幡聡, 伊藤進, 高橋幸博, 西口富三, 松田義雄. 新生児・乳児ビタミン K 欠乏性出血症に対するビタミン K 製剤投与の改訂ガイドライン (修正版). 日児誌. 2010;115(3):705-12.